

高圧ガス製造廃止届

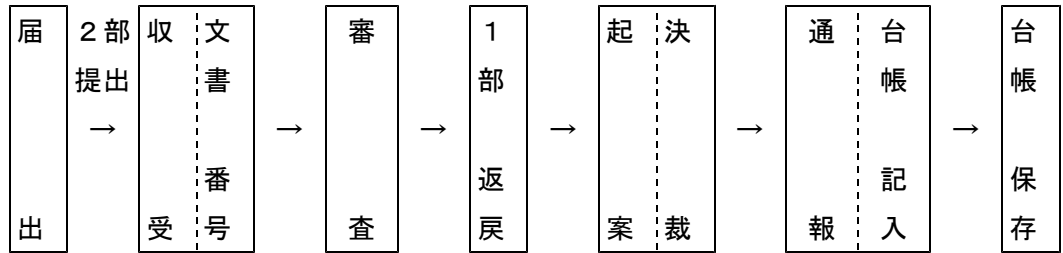
根拠法令

法第21条 一般則第42条、液石則第42条、コンビ則第21条

適用

第1種製造者が製造を廃止したとき
第2種製造者が製造の事業を廃止したとき

手 順



必要書類

<留意事項>

- 1 高圧ガス製造廃止届書（一般則様式第24、液石則様式第23、コンビ則様式第12）
 - 2 高圧ガス製造許可証（第1種製造者） 製造許可証を返納させる。
 - 3 高圧ガス製造事業届受理証又は届出書の副本（第2種製造者）
製造事業届の受理証又は届出書の副本を返納させる。
- 紛失した場合は、発見後速やかに返納する旨の念書を徴すること。

審 査

- 1 廃止年月日を確認する。 <留意事項>
- 2 廃止の理由が記入してあること。 廃止届義務者と廃止届提出者の関係を確認。

届出書返戻

届出者へ、届出書に受理印を押印の上、1部返戻する。

通 報

決裁後、廃止した旨を次の者に通報する。

- 1 北海道公安委員会又は各方面公安委員会
- 2 液化石油ガス又は液化天然ガスの場合は、公安委員会のほか事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては市町村長）へ通報する。（高圧ガス保安法施行令第17条）

台帳記入・保存

<留意事項>

台帳は、廃止年月日を記入後、必ず保存すること。